■ 株式会社商工組合中央金庫法の改正について

商工中金は、平成20年10月に、株式会社商工組合中央金庫法に基づき、中小企業団体とその構成員に対する金融の円滑化の目的と機能を維持しながら、それまでの協同組織金融機関から同法に基づく特殊会社となりました。

その後、「リーマンショック」、東日本大震災の発生に際し、それぞれ商工中金法改正により、完全民営化の期限が6年半延長され、商工中金に対する国の関与の在り方等は、平成27年3月までに検討されることとなりました。

そして、この在り方検討の結論となる「株式会社商工組合中央金庫法及び中小企業信用保険法の一部を改正する 法律」が、平成27年5月に成立しております。

改正法では、商工中金の完全民営化方針を維持しつつ、大規模な災害や経済危機等に対処するための資金の供給 確保に万全を期す観点から、次の措置がなされております。

(1) 危機対応を的確に実施するための措置

- 商工中金は、当分の間、その目的を達成するため、危機対応業務を行う責務を有します。併せて、危機対応業務の実行性を確保するため、政府による追加出資の期限が延長されるとともに、危機対応業務に関する事業計画等の提出が義務付けられています。
- 政府は、今後、適当な時期に、危機対応業務の在り方及び商工中金に対する国の関与の在り方について検討を加え、所要の措置を講じることになります。

(2) 政府保有株式の扱い

- 政府は、その保有する商工中金株式について、商工中金の目的達成に与える影響及び市場の動向を勘案しつつ、 これまでの具体的な処分期限に代えて、できる限り早期に全部処分するとされています。
- 一方で、政府は、当分の間、危機対応業務を実施する民間金融機関の状況、危機対応準備金への出資状況、商工中金による危機対応業務の実施状況、商工中金の財政基盤、中小企業等の資金余力、社会経済情勢の変化等を勘案し、危機対応業務の的確な実施のために必要な商工中金株式を保有します。

(3) 適正な競争関係の確保

■ 商工中金は、当分の間、他の事業者との間の適正な競争関係を阻害することのないよう特に配慮することを求められています。

(参考) 株式会社商工組合中央金庫法改正の推移

	平成20年 商工中金法	平成21年 商工中金法改正	平成23年 商工中金法改正	平成27年 商工中金法改正	
追加政府出資	_	<u>24年3月まで</u> 可能	<u>27年3月まで</u> 可能	<u>当分の間</u> 可能	
在り方の検討	_	<u>24年3月まで</u> に検討 <u>27年3月まで</u> に検討		適当な時期に検討	
政府保有株式	政府は、 <u>20年10月から</u> <u>概ね5~7年</u> を目途として 政府保有株式を <u>全部処分</u>	政府は、 <u>24年3月まで</u> <u>処分しない</u> <u>24年4月から概ね5~7年</u> を 目途として <u>全部処分</u>	政府は、 <u>27年3月まで</u> <u>処分しない</u> <u>27年4月から概ね5~7年</u> を 目途として <u>全部処分</u>	政府は、 <u>できる限り</u> <u>早期に全部処分</u> 政府は、 <u>当分の間、</u> <u>必要な株式を保有</u>	

■ 商工中金の企業理念

使命

中小企業による中小企業のための金融機関である商工中金にとって、お客さまの成長こそが私たちの成長です。

私たちは、お客さまの立場になって長期的な視点で企業を見つめ、

創業以来培ってきた中小企業経営への深い理解力と先進的な金融手法をはじめとする総合金融サービス、 そして、全国に展開するネットワーク力を最大限に活かし、

企業のライフステージに応じたソリューションでお客さまの持続的成長を支援してまいります。

お客さまと分かち合った無数の喜びが、各地で実を結び、やがて日本の新たな力を創造していく、 これこそが、私たち商工中金の使命です。

経営姿勢

中小企業の皆さま に対して

- 長期安定取引に基づく 安心と、問題解決に資 するサービスを提供し ます。
- ▶ 企業間連携・地域連携 を促進し、新たなビジ ネス機会を創出しま す。
-) お客さまの成長を通じ て私たちも成長し、長 期的な企業価値向上を 目指します。

資金をお預けいただく 皆さまに対して

- 健全な経営に徹し、信 頼・誠実・丁寧を旨と する対応を実現しま す。
- 資産運用の良きパート ナーとしてベストな運 用をサポートします。
- 社会貢献へつながる運 用を実現します。

に対して

- 現場主義を徹底し、チ ャレンジを奨励する活 力ある組織を目指しま す。
- 専門能力の開発をサ ポートし、プロフェッ ショナルな人材を育成 します。
- プロセスを重視し、社 会に貢献する喜び、誇 りが感じられる職場を つくります。

に対して

- コンプライアンスを徹 底します。
- ▶ 経営の透明性を高め、 情報の開示・発信に努 めます。
- すべてのステークホル ダーの満足を追求し、 地域経済の発展に貢献 します。

行動指針

1:お客さまの立場になり、

2:お客さまの未来を考え、

3:お客さまから求められるスキルを磨き、

4:お客さまのために一丸となって、

5:お客さまの夢を応援していく。

高い志と公正・健全な精神を胸に、私たちは誇りをもっ て行動します。

■ 平成27年度下期の業務運営方針

- 景気は緩やかな回復を続けているものの、採算の悪化や人手不足による影響等により、中小企業の経営環境・ 資金繰りは依然として予断を許さない状況にあります。特に地域の中小企業においては、人口減少・高齢化等 の構造変化がもたらす影響に引き続き注視が必要であります。
- このような状況を踏まえ、中小企業や地域の皆さまから信頼され選ばれる金融機関として、中小企業と中小企 業組合の企業価値向上に向けた取組みを強化するとともに、その取組みを通じた地域活性化への貢献に取り組 んでまいります。
- まず、業績や資金繰りに影響が生じている中小企業に対しては、危機対応業務の迅速かつ円滑な実施を図り、 引き続きセーフティネット機能の発揮に組織をあげて最大限の対応を図ってまいります。
- また、成長支援については、戦略的な海外展開を行う中小企業に対し、「グローバルニッチトップ支援貸付制 度」、地域経済への波及力の高い地域中核企業に対し、「地域中核企業支援貸付制度」により、地域金融機関と

■ 第三次中期経営計画の概要 (平成27年4月~平成30年3月)

10年後の将来を見据えると、人口減少時代の本格到来やグローバル化の一層の進展により、地域の中小企業が 変化に対応するための経営ニーズは高度化していくことが考えられます。こうしたニーズに対して、セーフティネ ット機能はもとより、ネットワーク機能やソリューション機能を活かし、中小企業の皆さまや地域経済を支えてい くことは商工中金の使命そのものであり、国や中小企業の皆さまから強い期待が寄せられています。

第三次中期経営計画策定に際しては、商工中金の使命を十分踏まえつつ、業務環境の変化による新たな課題に対 応することといたしました。

第三次中期経営計画の基本的な考え方

■ 中小企業や地域の皆さまから信頼され選ばれる金融機関としてさらに成長していくため、「中小企業組合と中小 企業の持続的成長を支援する」という基本的な方向性を堅持しつつ、お客さまニーズを起点とした経営スタン スをより一層組織として徹底します。また、自らの強靭な経営基盤を構築し、商工中金の存在意義を確固たる ものとします。

企業理念の共有と 現場力の一層の強化

企業理念の共有

- 使命~中小企業の持続的成長支援
- 経営姿勢 行動指針

お客さまニーズを起点とした経営スタンスの徹底とそれを支える現場力の一層の強化

- ・お客さまニーズを起点とした経営スタンスをより一層組織として徹底する
- ・お客さまニーズへの対応力を強化していくため、「現場の力」を組織一丸 となって一層高めていく

使命実現に向けた 取組み

中小企業の企業価値向上に向けた取組み、地域活性化への貢献

- ・中小企業の持続的成長に向けた金融の円滑化 ・成長と再生支援等への取組みを通じた地域活性化への貢献
- ・グループー体となったソリューション機能の強化 ・地域活性化支援プログラムの推進

リレバン推進力確立に向けた取組み

- ・ニーズ把握力、取引構想力の強化
- ・長期安定取引に向けた取組み強化
- ・金融のプロ集団を目指した人材育成
- ・顧客とのリレーション強化を図るための業務効率化

地域活性化への貢献レバン推進力の確立

使命実現を支える 仕組み

安定的かつコスト優位な資金調達基盤の拡充

- 募集債による安定的な調達
- ・リテール基盤の強化 (IB推進、相談対応力強化等)
- リレバン推進に向けた法人預金の拡充 ・海外展開支援強化のための外貨調達強化

中小企業への 安定した資金供給

健全な経営基盤の構築

~経営改善支援強化等

内部態勢整備

~女性・シニアの活躍機会拡大、広報戦略(対外発信力の強化等) CSの推進、店舗戦略、システム (経営基盤強化)等

協調しながら、リスクマネーを供給してまいります。地方公共団体や地域金融機関等、各機関との連携を一層 強化し、地域活性化に取り組んでまいります。幅広い業種・業態において事業再編や構造改革の動きが加速す ることが見込まれる中、「海外展開支援」、「M&Aや事業承継支援」、「ビジネスマッチング」等への取組みを強 化してまいります。

- さらに、再生支援については、各支援機関との連携を一層強化し、経営改善計画策定支援やそのフォロー等の コンサルティング機能の発揮、抜本的な再生支援、金融取引の正常化支援等に取り組んでまいります。
- このような中小企業のニーズに応えていくため、債券(募集債)による安定的な調達に加え、個人・法人預金 等の預金調達基盤の拡充を図るとともに、業務の効率化等、一層の経営合理化に不断に取り組んでまいります。
- これら諸課題への取組みを強化することによって、中小企業と中小企業組合の皆さまの持続的成長に貢献する とともに、当金庫自らの健全な経営基盤の構築と収益力の向上へ繋げてまいります。

危機対応業務を中心としたセーフティネット機能の発揮

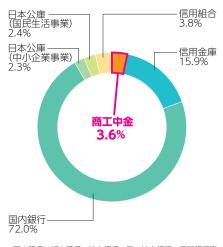
平成20年秋口の米国サブプライムローン問題に端を発した金融経済危機、平成23年3月に発生した東日本大震 災などに対し、政府による危機認定が発動され、商工中金は中小企業に対する唯一法定された指定金融機関とし て、危機対応業務を中心にセーフティネット機能の発揮に全力をあげて取り組んでいます。

危機対応業務への取組みは、平成27年9月末で、198,373件、11兆3,512億円を超える実績となっており、中 小企業の金融の円滑化ひいては地域経済の安定、雇用の維持に大きく貢献しています。

■ 安定した取引スタンス

商工中金は、中小企業の皆さまとの日常的な取引を通じて、財務だけでなく、業務や技術の内容、経営者の手腕 や思いなど、経営の実態を熟知しながら、経営状態の一時的な悪化にとらわれることなく、長期にわたる安定的な 取引スタンスを維持しつつ、企業ニーズに即した機動的なサービスの提供に努めています。

中小・中堅企業向け融資に占める 商工中金の割合 (平成27年6月末時点)



· 国内銀行は都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信託銀行等。 (資料)日本銀行「貸出先別貸出金」、日本政策金融公庫、全 国信用組合中央協会

商工中金の貸出と民間金融機関の 中小・中堅企業向け貸出増減率の推移(前年同期比増減率、%)



- ・民間金融機関は国内銀行、信用金庫、信用組合の合計。国内銀行は中小企業・中堅企業向け貸出、信用金庫 は法人向け貸出、信用組合は貸出総額を用いた。
- ・平成27年度第1四半期までの推移。 (資料) 日本銀行「貸出先別貸出金」、全国信用組合中央協会

■ 商工中金のセーフティネット機能の発揮

株式会社移行前

平成9~12年 金融機関の 相次ぐ破綻等

平成13~15年 金融再生プログラム 不良債権集中処理

政府の施策

- (国の特別貸付) セーフティネット貸付制度
- ●金融安定化特別保証制度30兆円
- ●新たな保証制度創設
 - 売掛債権担保融資保証
- 資金繰り円滑化借換保証

商工中金の取組み

- ●左記施策を実施
- ●独自の制度の創設
- 無担保融資
- 日々の資金繰りを支援する短期運転資金
- 経営改善支援
 - 中小企業再生支援協議会等とも連携

株式会社移行後

平成20年10月 株式会社化以降の 取組み

●危機対応業務

法定の指定金融機関として的確な対応を図る。

①損害担保付貸出、②ツーステップローン、③利子補給制度の活用

- ●独自のセーフティネット貸付
- ●信用保証協会 緊急保証制度や東日本大震災復興緊急保証制度を積極的に活用

■ 政府・国会等による主な措置と商工中金の取組み

商工中金 政府・国会等 • 株式会社商工組合中央金庫法(商工中金法) 中小企業向け危機対応業務(損害 の施行 (20/10月) 担保)の取扱開始 危機対応業務の開始 災害関連等の危機認定 20/10月~ 23/3月実績 中小企業向け危機対応業務(損害 4.8兆円 相次ぐ経済対策(「生活防衛のための緊急 担保・ツーステップローン)の取 対策」「新成長戦略実現に向けた3段構え 扱い開始 の経済対策」「円高・デフレ対応のための 中堅企業向け危機対応業務(損害 リーマンショック後の 緊急総合経済対策」) 担保・ツーステップローン)の取 国際金融秩序の混乱の危機認定 扱い開始 経済金融危機対応と 予算措置(20年2次補正・21年1次補正・ デフレ対策利子補給制度の取扱い 商工中金法の改正 21年2次補正・22年補正等) 開始 商工中金への追加出資(1,500億円) 政府出資金(1,500億円)の危機 対応準備金への計上 23/3月~ 27/9月実績 6.5兆円 東日本大震災関連の中小企業向け 東日本大震災緊急災害対策本部の設置 危機対応業務および中堅企業向け 東日本大震災からの • 東日本大震災の危機認定、円高(※)・デフ 危機対応業務の取扱い開始 レ・原材料高等対策の拡充 復旧・復興に向けた対応 損害担保の取扱い開始 (※)円高対策は26年2月終了 ・ツーステップローンの取扱い開始 およびデフレ・原材料高等 予算措置(23年1次補正・23年3次補正・ 利子補給の取扱い開始 23年 4 次補正、24年補正·25年補正·26 対応と ・資本的劣後ローンの取扱い開始 年補下等) 円高(※)・デフレ・原材料高等の 商工中金法の改正 商工中金法の改正(27/5月) 中小企業向け危機対応業務拡充 ・危機対応業務の責務化 (※)円高対策は26年2月終了

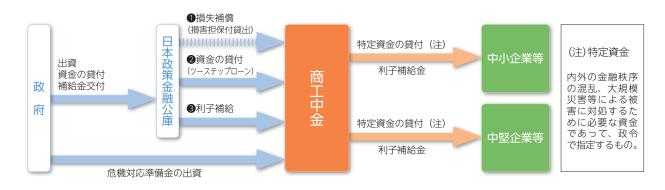
■ 危機対応業務の概要

平成20年10月1日以降、災害発生や経済・金融秩序の混乱等の危機時に対応するため、新たに危機対応体制が 構築されています。

商工中金は、中小企業・中堅企業等に対し危機対応のための融資等を実施する機関(指定金融機関※)として定められています。

※指定金融機関:申請する民間金融機関のうち、一定の基準を満たすものを主務大臣が指定(商工中金と日本政策投資銀行) 主務大臣が危機を認定した場合には、公庫からのリスク補完等を受けて、貸付等の「危機対応業務」を実施

■ 危機対応業務のスキーム図



●損害担保付貸出 :日本政策金融公庫からの信用補完(損失額の一部補償)を受け、特定資金の貸付を行う制度

補償割合:中小企業者 80%、中堅企業者 70%

②ツーステップローン:日本政策金融公庫から財政投融資貸付等を原資としたバックファイナンスを受けて、特定資金の貸付を行う制度

③利子補給制度 :日本政策金融公庫から利子補給を受けることを前提に、商工中金が、お客さまに特別利率での貸付を行い、あ

るいは、お客さまに対し、後日、利子補給金をお支払いする制度

■ 東日本大震災、原材料・エネルギーコスト高等の影響を受けている方への貸付 制度

商工中金では、全営業店に「東日本大震災に関する特別相談窓口」・「原材料・エネルギーコスト高対策特別相談 窓口」・「デフレ脱却等特別相談窓口」等の特別相談窓口を設置しています。

法定の指定金融機関として、中小企業等の皆さまのご相談に対して、「東日本大震災復興特別貸付」・「経営環境 変化対応資金」等で対応してまいります。

■貸付制度の概要

●中小企業等向け危機対応業務

	- 1 a marin at any magnetic and religious								
		東日本大震災	災害復旧資金	東日本大震災セーフティネット資金	経営環境変化対応資金 (原材料高等)				
	対象者	事業所、事業用資産、生産設備、在庫等に被害を受けた方、原子力発電所事故に係る警戒区域等に事業所を有する方いわゆる「直接被害者」	特定被災区域に事業所を 有し、直接被害者と相応 の取引(販売・仕入)が あり、その影響で売上が 減少している方 いわゆる「間接被害者」	特定被災区域に事業所を 有し、震災により売上の 減少等の影響がある方 (風評被害等を受けた いわゆる「二次被害者」)	原材料・エネルギーコス ト高等の社会的、経済的 要因により、売上等が減 少している方				
資金使途		既存事業設備の復旧等のた 在庫品の損壊・流出の補て 修等により必要となる運転	ん、生産・営業設備の補	経営基盤の強化を図るために必要な運転資金 企業維持上緊急に必要な設備資金					
適用利率		短期資金:短期プライムレート	、 長期資金:基準利率(※1)	商工中金所定の利率					
	当初3年間(1億円まで): 1.4%(※3) 4年目以降または1億円超(3億円まで): 0.5%(※3)		当初3年間 (3千万円まで): 最大1.4% (※4) 4年目以降または3千万円超 (3億円まで): 最大0.5% (※4)	最大0.5%(※5)	最大0.6%(※7) 小規模事業者(※8)の 場合、最大0.8%				
貸出期間		設備:20年以内(据置5年以内) 運転:15年以内(据置5年以内)	設備:15年以内(据置3年以内) 運転:15年以内(据置3年以内)	設備:15年以内(据置3年 運転: 8年以内(据置3年					
貸出限度 (※6)		元高:20億円以内 残高:損害担保付貸出、ツー (組合は元高20億円以内、	-ステップローン各3億円以内 残高各9億円以内)	元高:20億円以内 残高:損害担保付貸出、 ツーステップローン 各7億2千万円以内	元高:20億円以内 残高:損害担保付貸出 7億2千万円以内				

- (※1) 短期プライムレートは1.475%、基準利率(期間5年の場合)は1.30%(平成27年12月9日現在)
- (※2) 各資金の利子補給率は、法定中小企業の場合の数値を記載しております。ご返済日には適用利率に基づく金利をお支払いいただき、後日、日本政策金融公庫から商工中金に利子補給金が入金された後、商工中金が利子補給金をお支払いすることとなります。利子補給の元高限度は一本政策金融公庫から商工中金に利子補給金が入金された後、商工中金が利子補給金をお支払いすることとなります。利子補給の元高限度は一本政策金融公庫がら、 部日本政策金融公庫、日本政策投資銀行等との合算運用となります。
- (※3) 利子補給にあたっては罹災証明書等が必要です。罹災証明書の発行手続きは最寄りの市区町村にご確認ください。
- (※4) 当初3年間 (3千万円まで) は0.9%が自動適用されます。さらに、売上高等減少の要件を満たす方は0.3%、雇用の維持・拡大の要件を満たす方は0.2%の利子補給となります。利子補給にあたっては被害証明書が必要です。被害証明書は商工中金を受付窓口として各地の経済産業局 で発行されます。
- (※5) 貸出期間や限度の範囲内で期間や金額の上限の定めなく、売上高等減少の要件を満たす方は0.3%、雇用の維持・拡大の要件を満たす方は 0.2%の利子補給となります。 (※6)元高とは貸出額の累計です。貸出限度額は日本政策投資銀行等との合算運用となります。
- (※7) 運転資金については、貸出期間や限度の範囲内で期間や金額の上限の定めなく、商工中金または経営革新等支援機関の経営指導を受けて「経 営改善計画」を策定される方であって、一定の指標を満たす方は0.4%、利益率低下の要件を満たす方は0.2%(小規模事業者(※8)の場合 0.4%) の利子補給となります
- (※8) 卸売業・小売業・サービス業のいずれかの事業を営む従業員数が5名以下の事業者、または、それ以外の事業を営む従業員数20名以下の事業 者。

●中堅企業向け危機対応業務

【東日本大震災関連資金】

対 象 者	震災による被害を受けた方、または震災の影響を受け一時的に業況等が悪化した方
資 金 使 途	既存事業設備の復旧等のために必要な設備資金、事業上必要な運転資金(長期資金)
適用利率	商工中金所定の利率(売上高等減少、雇用の維持・拡大の要件等により最大0.5%の利子補給)
貸出期間	設備:20年以内(据置3年以内) 運転:15年以内(据置3年以内)
貸出限度	定めなし(ただし損害担保付貸出については元高20億円以内(日本政策投資銀行等との合算))

●上記の貸付制度のうち、東日本大震災関連貸付制度にかかる金銭消費貸借契約書等については、印紙税は非課税となります。

■ 危機対応業務の取組実績

危機対応業務の取組実績 (累計)

融資実績19万8千件、11兆3千億円を超える



約397万人の従業員の 雇用安定に貢献

- 危機対応業務開始以来、7年間で商工中 金の危機対応業務を利用した企業数は 約57,000社、その企業で働く従業員数 は約397万人となっています(平成27 年9月末現在)。
- 商工中金の危機対応業務への取組みは、 多くの従業員の方々の雇用の安定につ ながっています。

■ 経営革新等支援機関としての取組み

商工中金は、中小企業経営力強化支援法に基づく経営革新等支援機関の申請を行い、認定を受けております。 商工中金では、これまでも経営計画の策定支援を行う等、中小企業者等の経営支援を行ってまいりましたが、同認 定を受け、中小企業者等の経営状況の分析等を支援業務として位置づけ中小企業支援に積極的に取り組んでおります。

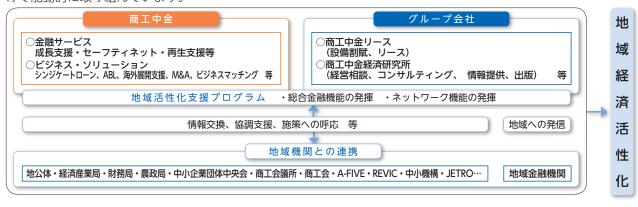
中小企業の企業価値向上へのサポート

地域再生・活性化支援(地域活性化支援プログラム)

■ 地域活性化支援プログラムの概要

商工中金は、地域再生・地域経済活性化に貢献するため、地域が抱える固有の課題に対するテーマを各地の営業店が選定し、テーマに応じて地方公共団体との連携を深めながら、金融・情報の両面から地域の中小企業の皆さまを支援しています。

有効な取組みについては、他地域の地域関係機関等に対して積極的に働き掛け、地域再生・地域経済活性化に向けて能動的に取り組んでいます。



■ 地域活性化支援プログラムの取組状況

農林水産業

農林水産業が主力産業となっている地域では、商工中金の全国ネットワークを活用した6次産業化・農商工連携サポート等を実施しています(秋田、山形、福島、甲府、大分、鹿児島支店など)。

地域産業支援

各地域における主幹産業を、地方公共団体等の関連機関とも連携を図りながら、金融・情報・各種ソリューション提供と多面的に支援しています(帯広、岐阜、福井、米子、高松、長崎、那覇支店など)。

復興支援

仙台の特産品を首都圏店舗で展示したロビー展、復興特区制度を活用した金融支援等、さまざまな形で復興を後押ししています(八戸、盛岡、仙台、福島支店)。

海外展開

地方公共団体等と連携した制度融資による金融支援や営業店に 設置した海外展開サポートデスクを活用した海外展開支援を行っ ています(さいたま、水戸、浜松、名古屋、和歌山、岡山、久留 米支店など)。

■ 地域中核企業支援貸付制度

商工中金は、平成27年4月、地域経済の活性化を図るために、地域の中核を担う中堅・中小企業等の皆さまに向けて、新事業展開や経営改善に必要となる長期資金を供給する「地域中核企業支援貸付制度」を創設いたしました。同制度の活用を通じて、対象となる中堅・中小企業等の皆さまの新事業展開や経営改善を民間金融機関とも協調して支援しており、平成27年9月末で、24件、29億円を超える実績となっています。



成長・創業支援プログラム

■ 成長・創業支援プログラムの概要

商工中金では、平成22年7月、社会経済情勢の変化により成長力の低下を余儀なくされていて、今後、成長分野での成長を目指す中小企業等の皆さまをサポートする「成長戦略総合支援プログラム」を創設しました。「3年間で5,000億円」という目標を掲げ、成長を目指す中小企業等の皆さまのニーズに積極的にお応えした結果、平成25年2月までの約2年半で目標を達成いたしました。

引き続き、成長分野への取組みを支援するため、平成25年4月、本プログラムを「成長・創業支援プログラム」に改称し、代表者個人の保証を求めない制度(※)を創設したほか創業や新分野に積極的に取り組む中小企業等の皆さまに対する支援を一層拡充し、新たに「1兆円」の成長マネーの供給を目標に掲げ、中小企業等の皆さまを持続的にサポートしております。

また、設備投資減税など国の設備投資促進策に呼応して、老朽設備の代替や先端設備の導入など設備投資を検討する中小企業等の皆さまの設備資金ニーズに対して、金融面はもとより、国や地公体の施策紹介や設備投資支援などについても積極的に行い、迅速かつ弾力的に成長マネーの供給を行ってまいります。

(※) 事前に定めた誓約事項 (コベナンツ) に違反した場合以外には保証が発生しない仕組み (「停止条件付連帯保証」)

①新成長戦略計画の策定を支援

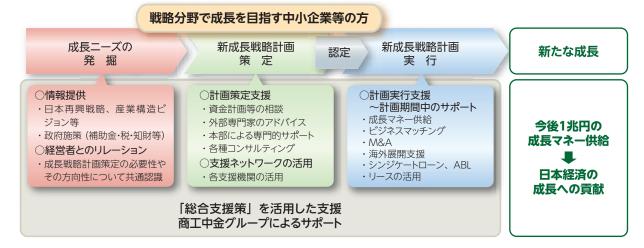
- ■構想段階において、情報提供やお客さまとのリレーションを図りながら、成長戦略計画策定の必要性やその基本的方向性について共通の認識を醸成していきます。
- ■具体的な計画策定段階において、資金計画など金融面でのご相談のほか、本部専門スタッフによるソリューション提供、各種コンサルティングを行いながら、お客さまの立場に立った計画策定支援を行います。

2計画認定

●中小企業等の方々が策定し、商工中金にご提出いただいた計画について、外部有識者も関与した「成長戦略企業認定委員会」等にて「新成長戦略計画」として認定を行います。

❸計画実行支援 ~成長マネーの供給、実効性を高めるためのソリューション提供~

- 「新成長戦略計画」を実施する上で必要となる資金について、商工中金が創設した低利融資制度により金融面のサポートを行います。
- ■計画実効性を高めるため、ビジネスマッチング、M&A、海外展開支援などさまざまなソリューションを提供します。



■ 成長・創業支援プログラムの取組実績(累計)

①取組実績推移

(金額単位:億円) (23,604件) 15.000 12,623 (20.570件) 10.556 (17,709件) 8,651 (14,967件) 10.000 6,684 5,369 (12,093件) 4 204 (10.196件) 3,122 (7,420件) 5,000 2,070 (5,095件) 1,222 (2,991件) 211 (1,633件) 平成22/9月 23/3月 23/9月 24/3月 24/9月 25/3月 25/9月 26/3月 26/9月 27/3月 27/9月

②分野別実績

(金額単位:億円)
金額
4,538
1,977
1,813
1,216
789
4,397
14,730

③停止条件付連帯保証の実績

212件、159億円(平成25年4月~平成27年9月)

海 外 展 開 支 援

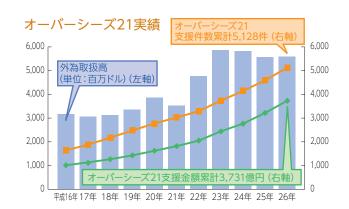
商工中金は、中小企業の皆さまに対して、公的金融機関で唯一のフルバンキング機能を活かして、貿易金融などで日々の事業活動のお手伝いをするほか、親子ローンや海外現地法人貸出、スタンドバイ・クレジットといった手法で海外現地法人の資金調達に寄与しています。また、海外拠点(ニューヨーク支店、香港駐在員事務所、上海駐在員事務所、バンコク駐在員事務所)をはじめ、国内外の提携機関のネットワークも活用して、きめ細やかな情報提供を行っています。

■ 海外展開支援(オーバーシーズ21)

中小企業の海外展開には金融のみならず、情報提供によるサポートが有効であることから、平成8年より「情報提供」と「金融サービス」を併せて提供する「海外展開支援(オーバーシーズ21)」に取り組んでいます。

情報提供面では、本部専門スタッフがお取引先を訪問し、 海外展開へのアドバイスをはじめ、投資環境情報の提供等を 通じたサポートを行っています。海外においても、商工中金 の各海外拠点や職員派遣先と連携したサポート体制を構築し ています。

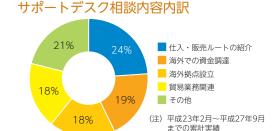
金融サービス面では、海外提携金融機関を活用したスタンドバイ・クレジットによる資金調達サポートや海外現地法人直接 貸出、親子ローン等による資金支援のほか、輸出入にかかる貿 易金融等、さまざまな形態のサービスを提供しています。



■ 海外展開サポートデスク

平成23年2月1日に設置した「中小企業海外展開サポートデスク」では、中小企業の皆さまの海外展開に関する相談・ニーズに対して、JETRO(日本貿易振興機構)やNEXI(日本貿易保険)、中小企業基盤整備機構等の関係機関と連携して、情報提供等のきめ細やかなサポートを行っています。同サポートデスクには、これまでに海外での拠点設立、資金調達をはじめとした累計で15,565件のご相談をいただいています(平成27年9月末時点)。

商工中金はこれからも中小企業の皆さまの海外展開への幅広いサポートを行っていきます。



■ 商工中金のネットワーク

商工中金では、4つの海外拠点を設置しています。また、海外の5つの金融機関と業務提携を行っており、こうした海外ネットワークを通じて、金融・情報の両面から、お客さまの海外展開をサポートしています。

海外提携金融機関

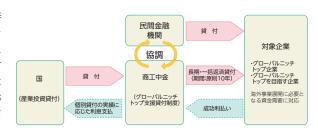
- ・スタンダード・チャータード銀行(英国)・バンコック銀行(タイ)
- ・交通銀行(中国)・香港上海銀行(英国)
- ・バンク・ネガラ・インドネシア (インドネシア)

海外拠点と職員の派遣先



■ グローバルニッチトップ支援貸付制度

商工中金は、平成26年4月、産業競争力の強化を目的に、特定分野に優れ存在感を示すグローバルニッチトップ(GNT)を目指す中小企業等の皆さまに向けて、海外市場に乗り出す際に必要となる資金を供給する「グローバルニッチトップ支援貸付制度」を創設いたしました。同制度の活用を通じて、対象となる中小企業等の皆さまの戦略的な海外事業展開を支援しており、平成27年9月末で、196件、214億円の実績となっています。

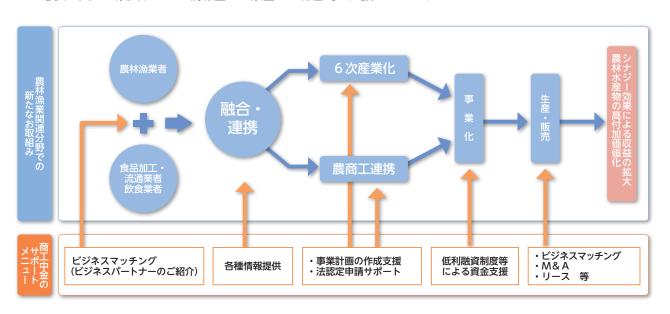


農商工連携支援、組合支援、企業間連携支援、再生支援

■ 農商工連携支援

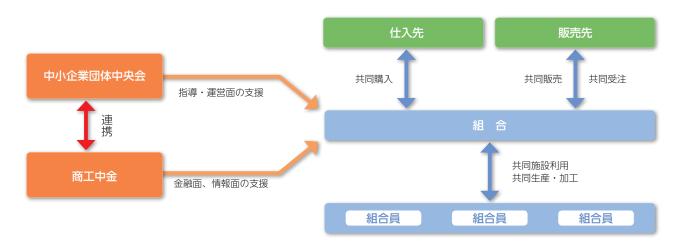
政府においては、地域の基幹産業である商工業と農林水産業との連携を強化し、相乗効果を発揮する取組みを支援するため、「農商工連携支援」施策を展開しています。

農商工等連携促進法に基づく認定を取得するとさまざまな支援措置を受けることができ、中小企業の皆さまにとってメリットが大きいことから、商工中金では政府や支援機関と連携して法認定のための申請サポートを行うとともに必要な資金を融資するなど情報面・金融面から総合的に支援しています。



■ 組合支援

中小企業組合は、共同事業を通じた組合員の生産性向上や、連携組織として組合員の新たな事業展開を支える役割を果たすなど、個々の企業では解決できない課題を克服し、中小企業の企業価値向上の担い手となる存在です。 商工中金といたしましても中小企業団体の指導機関である中小企業団体中央会と連携し、「中央会推薦貸付制度」 等の金融面の支援や補助金等施策情報の提供等により組合支援に取り組んでいます。



企業間連携支援、再生支援

■ 企業間連携支援(ビジネスマッチング、M&A)

商工中金の全国ネットワークと豊富なお取引先とのリレーションを活用してビジネスパートナーの紹介やM&Aの仲介などに積極的に取り組んでいます。

ビジネスマッチングは、売上増加、仕入コストの削減をはじめ、生産・技術協力、新商品の共同開発、共同研究等の幅広い企業間連携を通じてお取引先の企業価値向上につながるものであり、ユース会や中金会というお取引先企業の経営者からなる親密な団体と連携しつつ取組みを強化してまいります。

M&Aは事業再編や事業承継問題等を契機としたさまざまなニーズに対し、弁護士等の外部機関と連携しながら適切に対応していくとともに、関係先との連携を活用し積極的に取り組んでまいります。

■ <参考>ビジネスマッチング・M&Aの支援件数



(※) 商工中金とM&A (株式売買、事業譲渡、企業再編等)のアドバイザリー 契約を締結した企業 (オーナー)が、商工中金関与のもと、M&Aの目 的を達成した件数。

■ 再生支援

商工中金は、これまで培ってきた事業再生のノウハウをパッケージ化し、より一層積極的に経営改善計画の策定からその 達成まで、一貫した総合的なサポートを行うため、平成24年11月に「再生支援プログラム」を創設しました。

また、平成25年10月には、計画に沿った改善努力により業績が改善してきた中小企業等の皆さまに対する、成長に必要な資金調達の円滑化のためのリファイナンス制度を創設し、プログラムを拡充しました。

引き続き、中小企業再生支援協議会等の事業再生支援機関との連携や地域金融機関との協調を通じ、中小企業等の皆さまの企業価値向上や地域再生・活性化に向け、取り組んでまいります。

再生支援プログラムの流れ

計画着手 計画策定 認定 計画実行 (金融支援) ○計画策定支援 ○資金繰り支援 ○計画フォロー ・計画作成の助言 • 条件変更·新規融資 ○ソリューション提供 • 外部専門家の紹介 • 多様な再生手法の活用 • ビジネスマッチング A&A ○外部機関との連携 ○新たな金融支援制度 • 地域金融機関 • 協調条件変更制度 ○資金調達の円滑化のための • 中小企業再生支援協議会等 • 協調新規融資制度 リファイナンス制度

地域金融機関との協調・連携

商工中金は地域金融機関を「地域における共存・相互補完を基本に、地域の金融円滑化と地域経済の活性化を協調して達 成するパートナー」と位置付け、地域金融機関との連携・協調を業務運営の基本の一つとしております。

平成26年4月1日付で設置した地域連携室を中心に、本支店一体となって地域金融機関との連携・協調を一層深めてまい りました。

具体的な取組みとして、中立性・公共性、全国ネットワーク、多様なソリューションといった商工中金の特色を活かし、 地域金融機関との協調融資により、地域の中小企業を支援しているほか、M&AやABL、国際業務など幅広い分野に関する 情報提供や、相互補完的なソリューションの提供等を通じた連携を実施しております。

平成27年3月には、全営業店に地域金融機関、地方公共団体、その他関係機関に対する「連絡窓口」を設置しました。「連 絡窓口」を通じたきめ細かい情報交換等によって、これまで以上に連携の取組みを進めてまいります。

地域金融機関

●強み

- ・地域経済への強い影響力

ニーズ

- ・地域に密着した強力なネットワーク・新分野進出や再生への支援に向けた リスクシェア
 - ・経済圏の広域化、海外展開等に対応した ネットワーク
 - ・幅広いソリューション機能の提供



相互補完

商工中金

●特色

- ・公的金融機関としての中立性・公共性
- ・国内外に展開するネットワーク
- ・様々な金融手法を含めた多様なソリューション

企 業 の 支 援

地

域

中

小

地

域

終

済

活

性

化

地域金融機関との協調融資実績(平成27年度上期実績)

業務協力文書締結実績(平成27年9月)									
	業務協力文書締結状況	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合	合計			
	地域金融機関数	64	41	267	154	526			
	業務協力文書締結先数	59	39	187	120	405			

業態	件 数
地方銀行・第二地方銀行	5,535
信用金庫・信用組合	1,016
合 計	6,551

金融円滑化への取組み

商工中金では、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律(中小企業金融円滑化法)」*の趣旨を踏まえ、期待される役割の十分な発揮に努めてまいりました。**商工中金は同法の対象金融機関ではありません。

同法は平成25年3月末を以って終了しましたが、商工中金は、「中小企業団体およびその構成員の金融の円滑化」を目的とした金融機関として、金融円滑化に向けた下記の「取組方針(金融円滑化基本方針)」のもと、「推進・管理態勢」・「苦情相談体制」・「事業改善・再生支援体制」などの態勢の強化により、その使命を果たすよう取り組んでおります。

特に、経済情勢や金融変化により経営に支障をきたす等影響を受けている中小企業者等の皆さまからの借入申込や貸付条件の変更の相談等に対して、万全を期するため、平成21年12月7日に「中小企業金融円滑化相談窓口」を、平成25年3月8日に「経営改善・資金繰り相談窓口」を全営業店に開設し、懇切・丁寧・迅速かつ個別の実情に応じた弾力的な対応を行っているところです。

経営改善や再生に取り組む中小企業者等の皆さまに対しましては、皆さまの抱える経営課題を共有し、貸付条件の変更等による資金面の支援とともに、経営課題の解決策の提案や経営改善計画の策定支援、計画の進捗状況のフォローといった「コンサルティング機能」を発揮して、業績好転と自律的存続の実現に向けた積極的なサポートを行っております。

また商工中金では、従来より、経営者保証に過度に依存しない融資手法の活用等により、中小企業者等の皆さまを積極的に支援しております。平成25年12月5日、経営者保証に関するガイドライン研究会より「経営者保証に関するガイドライン」が公表されましたが、商工中金ではガイドラインの趣旨を踏まえ、適切な対応に努めてまいります。

金融円滑化基本方針

- ①新規お借入やお借入条件の変更等のご相談・お申し込みに対しましては、懇切・丁寧・迅速な対応を心がけ、実態把握 と資金使途・償還財源の検討を十分に行い、長期的な視点から安定的な資金供給を行うよう、適切な審査に努めてまい ります。
- ②経営相談・経営指導および経営改善に向けた取組みに関する支援につきましては、お客さまと十分なコミュニケーションを図り、当金庫が永年培ったノウハウや多様な金融手法を活用し、お客さまの実情と企業実態を踏まえた適切な対応に努めてまいります。
- ③お客さまの企業(事業)価値を適切に見極め、その向上に貢献できるよう、研修教育等により職員の能力向上に努めてまいります。
- ④新規お借入やお借入条件の変更等のご相談・お申し込みに係る審査結果等のご説明は、理解と納得が得られるよう、お客さまの知識や経験および財産の状況等に応じ、適切かつ丁寧に行います。
- ⑤お客さまからのお問い合わせ、ご相談、ご要望および苦情には、真摯に対応します。
- ⑥お借入条件の変更等のご相談・お申し込みに対しましては、お客さまの取引金融機関や信用保証協会その他関係機関と も十分に連携し、適切に対応するよう努めてまいります。

■中小企業の金融円滑化に向けた貸付条件の変更等の実績〈平成21年12月7日~平成27年9月末累計〉

(単位:件、百万円

貸付冬件の変	で再の中になる								
貸付条件の変更の申込み		うち、実行に係る貸付債権		うち、謝絶に係る貸付債権		うち、審査中の貸付債権		うち、取下げに係る貸付債権	
債権数	債権額	債権数	債権額	債権数	債権額	債権数	債権額	債権数	債権額
190,950	7,304,629	181,062	6,953,625	2,842	111,593	3,207	94,113	3,839	145,298

(注) 本計数には、旧債の借換は含まれておりません。